

議案第43号

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例制定の件

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日提出

淡路市長 戸田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年淡路市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表教育特区学校審議会の項の次に次のように加える。

教育特区学校運営アドバイザー	年額 60,000円
----------------	------------

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行		改 正 案																																																						
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																																																						
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>報酬の額</th></tr><tr><td colspan="2">教育委員会委員</td><td>月額 35,000円</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">教育特区学校審議会</td><td>会長</td><td>日額 8,000円</td></tr><tr><td>委員</td><td>日額 6,400円</td></tr><tr><td rowspan="2">行政改革等審議会</td><td>会長</td><td>日額 8,000円</td></tr><tr><td>委員</td><td>日額 6,400円</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">認定こども園薬剤師</td><td>年額 36,100円</td></tr></table>		区分		報酬の額	教育委員会委員		月額 35,000円	(略)			教育特区学校審議会	会長	日額 8,000円	委員	日額 6,400円	行政改革等審議会	会長	日額 8,000円	委員	日額 6,400円	(略)			認定こども園薬剤師		年額 36,100円	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>報酬の額</th></tr><tr><td colspan="2">教育委員会委員</td><td>月額 35,000円</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">教育特区学校審議会</td><td>会長</td><td>日額 8,000円</td></tr><tr><td>委員</td><td>日額 6,400円</td></tr><tr><td colspan="2">教育特区学校運営アドバイザー</td><td>年額 60,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">行政改革等審議会</td><td>会長</td><td>日額 8,000円</td></tr><tr><td>委員</td><td>日額 6,400円</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">認定こども園薬剤師</td><td>年額 36,100円</td></tr></table>		区分		報酬の額	教育委員会委員		月額 35,000円	(略)			教育特区学校審議会	会長	日額 8,000円	委員	日額 6,400円	教育特区学校運営アドバイザー		年額 60,000円	行政改革等審議会	会長	日額 8,000円	委員	日額 6,400円	(略)			認定こども園薬剤師		年額 36,100円
区分		報酬の額																																																						
教育委員会委員		月額 35,000円																																																						
(略)																																																								
教育特区学校審議会	会長	日額 8,000円																																																						
	委員	日額 6,400円																																																						
行政改革等審議会	会長	日額 8,000円																																																						
	委員	日額 6,400円																																																						
(略)																																																								
認定こども園薬剤師		年額 36,100円																																																						
区分		報酬の額																																																						
教育委員会委員		月額 35,000円																																																						
(略)																																																								
教育特区学校審議会	会長	日額 8,000円																																																						
	委員	日額 6,400円																																																						
教育特区学校運営アドバイザー		年額 60,000円																																																						
行政改革等審議会	会長	日額 8,000円																																																						
	委員	日額 6,400円																																																						
(略)																																																								
認定こども園薬剤師		年額 36,100円																																																						

議案第 4 4 号

淡路市議会議員及び淡路市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市議会議員及び淡路市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市議会議員及び淡路市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

淡路市議会議員及び淡路市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成 2 4 年淡路市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 1 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の淡路市議会議員及び淡路市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

淡路市議会議員及び淡路市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額及び支払手続) 第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額及び支払手続) 第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場(淡路市議会議員及び淡路市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(平成17年淡路市条例第7号)の規定により設置されたポスター掲示場をいう。以下同じ。)の数	(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額及び支払手続) 第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額及び支払手続) 第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場(淡路市議会議員及び淡路市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(平成17年淡路市条例第7号)の規定により設置されたポスター掲示場をいう。以下同じ。)の数

淡路市議会議員及び淡路市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
を乗じて得た金額に３１６，２５０円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（１円未満の端数があるときは、これを１円とする。）を、第９条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。	を乗じて得た金額に３１６，２５０円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（１円未満の端数があるときは、これを１円とする。）を、第９条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

議案第45号

淡路市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市火入れに関する条例の一部を改正する条例

淡路市火入れに関する条例（平成17年淡路市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第249号」の右に「。以下「法」という。」を加え、「第21条の許可」を「第21条第1項の規定による許可（以下「火入許可」という。）」に改める。

第2条第1項中「森林法第21条第1項の規定に基づき、火入れの許可」を「火入許可」に、「火入許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添え、」を「次に掲げる事項を記載した火入許可申請書を」に改め、「提出し」の右に「、申請し」を加え、同項各号を次のように改める。

- （1） 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- （2） 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）の所在地、所有者又は管理者の氏名、地種区分、所有区分及び面積
- （3） 火入予定期間
- （4） 火入れの目的
- （5） 火入れの方法
- （6） 防火体制

第2条第2項中「申請書に」を「第1項の申請書にその氏名を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 火入地及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- （2） 火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地である場合は、その所有者又は管理者の承諾書
- （3） 申請者が、請負又は委託契約に基づき火入れを行おうとする場合は、その

契約書の写し

第3条の見出し中「要件」を「基準」に改め、同条中「当該申請」を「前条第1項の規定による申請」に、「すべて」を「全て」に、「許可をしてはならない」を「、火入許可をしないものとする」に改め、同条第1号中「森林法」を「法」に改め、同条第2号中「みて、」の右に「当該火入地の」を加える。

第4条第1項中「火入れの許可」を「火入許可」に改め、「するときは」の右に「、申請者に対し」を加え、「森林法」を「法」に、「第16条第4項」を「第16条第3項後段」に、「当該指示事項」を「当該事項」に改め、「様式第2号。」を削り、同条第2項中「火入れを不許可とするときは」を「火入許可をしないときは、申請者に対し」に、「書面を申請者に」を「書面を」に改める。

第5条中「火入れの許可」を「火入許可」に、「森林法第21条」を「法第21条第1項」に、「差止め又は」を「差止め、」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第6条の見出し中「対象期間」を「期間」に改め、同条中「火入れの許可の対象期間」を「火入許可の期間」に改める。

第7条中「1団地」を「一団の火入地」に、「火入れの許可」を「火入許可」に改め、同条ただし書中「火入地」を「当該火入地」に、「その1区画」を「当該区画ごと」に、「次の1区画」を「次の区画」に、「市長はこれを超えて許可をすることができる」を「この限りでない」に改める。

第8条中「火入れの許可」を「火入許可」に改める。

第9条中「火入れの許可の対象期間」を「火入許可の期間」に改める。

第10条第1項中「現場」を「場所」に、「実施の指揮監督に当たara」を「実施を指揮監督し」に改め、同条第3項中「定める」を「規定する」に、「なされ」を「行われ」に、「現地」を「火入地」に、「しては」を「行っては」に改める。

第11条第1項中「責任者は」の右に「、法第22条に規定する防火の設備として」を加え、「3メートル以上」を「3メートル」に、「については6メートル以上」を「あつては、6メートル以上」に、「その防火帯の中」を「当該防火帯内」に改め、同条第2項中「堰」を「せき」に改める。

第12条第1項中「火入れに」を「火入れを行うに」に改め、同項第3号中「定めるもののほか、市長は」を「掲げるもののほか、市長は、」に改め、同条第2項中「ノコギリ、ナタ、クワ、バケツ、ヌレムシロ（これらの器具以外のものは、許可証の指示事項に器具名及び数量を記載する。）等の消火に必要な器具を、」を「火入れを行うに当たっては、消火に必要な器具を」に改め、同条第3項中「火入れの現場」を「当該火入れの場所」に改める。

第13条第1項中「湿度等」の右に「の気象状況」を加え、同条第2項中「終え」を「終了し」に改める。

第14条第1項中「火入れの許可」を「火入許可」に、「、異常乾燥注意報」を「若

しくは乾燥注意報が発表された場合」に改め、同条第2項中「火入れ中」を「火入れの実施中」に、「とき又は強風注意報、乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときに」を「場合、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は火災警報が発令された場合」に改め、「速やかに」の右に「火入れを中止し、」を加える。

第15条の見出し中「整備」を「確保」に改め、同条中「消防長」を「淡路広域消防事務組合消防長（以下「消防長」という。）」に、「連絡することの」を「緊急連絡することが」に改める。

第16条の見出しを「(職員の立入り等)」に改め、同条第1項中「火入れの許可」を「火入許可」に改め、同条第2項中「火入れの許可」を「火入許可」に、「必要」を「必要がある」に、「当該職員」を「職員」に改め、同条第3項中「必要」を「必要がある」に、「当該職員」を「職員」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

第16条第4項を削る。

本則に次の1条を加える。

(補則)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市火入れに関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この条例は、市の区域内にある森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)<u>第21条の許可</u>の手続その他必要な事項を定めるものとする。 (許可の申請) 第2条 <u>森林法第21条第1項の規定に基づき、火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)</u>は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の7日前までに、<u>火入許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)</u>に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。 (1) <u>火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)</u>及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図 (2) <u>火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書</u> (3) <u>申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、市の区域内にある森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号。<u>以下「法」という。)</u><u>第21条第1項の規定による許可(以下「火入許可」という。)</u>の手続その他必要な事項を定めるものとする。 (許可の申請) 第2条 <u>火入許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)</u>は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の7日前までに、<u>次に掲げる事項を記載した火入許可申請書を市長に提出し、申請しなければならない。</u> (1) <u>氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名</u> (2) <u>火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)</u>の所在地、所有者又は管理者の氏名、地種区分、所有区分及び面積 (3) <u>火入予定期間</u> (4) <u>火入れの目的</u> (5) <u>火入れの方法</u> (6) <u>防火体制</u> <u>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u> (1) <u>火入地及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図</u>

淡路市火入れに関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>2</u> 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、<u>申請書に明示</u>しなければならない。 （許可の<u>要件</u>） 第3条 市長は、<u>当該申請に係る火入れが次に掲げる事項のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。</u> （1） 火入れの目的が、<u>森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。</u> （2） 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。 （許可証の交付等） 第4条 市長は、<u>火入れの許可</u>をするときは、<u>森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証（様式第2号。以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。</u> 2 市長は、<u>火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。</u>	<u>（2） 火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地である場合は、その所有者又は管理者の承諾書</u> <u>（3） 申請者が、請負又は委託契約に基づき火入れを行おうとする場合は、その契約書の写し</u> <u>3</u> 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、<u>第1項の申請書にその氏名を明示</u>しなければならない。 （許可の<u>基準</u>） 第3条 市長は、<u>前条第1項の規定による申請に係る火入れが次に掲げる事項の全てに該当する場合でなければ、火入許可をしないものとする。</u> （1） 火入れの目的が、<u>法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。</u> （2） 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、<u>当該火入地の周囲に延焼のおそれがないと認められること。</u> （許可証の交付等） 第4条 市長は、<u>火入許可</u>をするときは、<u>申請者に対し、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第3項後段の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該事項を記載した火入許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。</u> 2 市長は、<u>火入許可をしないときは、申請者に対し、その旨及びその理由を記載した書面を交付するものとする。</u>

淡路市火入れに関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(許可後における指示) 第5条 市長は、<u>火入れの許可</u>をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、<u>森林法第21条</u>の規定に基づき、火入れの<u>差止め又は火入れの方法若しくは期日</u>の変更その他必要な指示を行うことができる。 (許可の<u>対象期間</u>) 第6条 <u>火入れの許可の対象期間</u>は、1件につき7日以内とする。 (許可の<u>対象面積</u>) 第7条 <u>1団地</u>における1回の<u>火入れの許可</u>の対象面積は、1ヘクタールを超えないものとする。ただし、<u>火入地</u>を1ヘクタール以下に区画し、<u>その1区画</u>に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから<u>次の1区画</u>の火入れを行う場合にあっては、<u>市長はこれを超えて許可をすることができる</u>。 (火入れの通知) 第8条 <u>火入れの許可</u>を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。 (火入許可証の返納) 第9条 火入者は、火入れが終了したとき又は<u>火入れの許可の対象期間</u>を経過したときは、速やかに市長に火入許可証を返納しなければならない。 (火入責任者の義務) 第10条 火入責任者は、火入れの<u>現場</u>において、直接火入れの<u>実施の指揮監督に当たら</u>なければならない。 2 (略) 3 火入責任者は、次条に<u>定める</u>防火の設備及び第12条に<u>定める</u>火入従事者の配置が適正に<u>なされ</u>、かつ、<u>現地</u>の気象状況に異常が認	(許可後における指示) 第5条 市長は、<u>火入許可</u>をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、<u>法第21条第1項</u>の規定に基づき、火入れの<u>差止め、火入れの方法又は期日</u>の変更その他必要な指示を行うことができる。 (許可の<u>期間</u>) 第6条 <u>火入許可の期間</u>は、1件につき7日以内とする。 (許可の<u>対象面積</u>) 第7条 <u>一団の火入地</u>における1回の<u>火入許可</u>の対象面積は、1ヘクタールを超えないものとする。ただし、<u>当該火入地</u>を1ヘクタール以下に区画し、<u>当該区画ごと</u>に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから<u>次の区画</u>の火入れを行う場合にあっては、<u>この限りでない</u>。 (火入れの通知) 第8条 <u>火入許可</u>を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。 (火入許可証の返納) 第9条 火入者は、火入れが終了したとき又は<u>火入許可の期間</u>を経過したときは、速やかに市長に火入許可証を返納しなければならない。 (火入責任者の義務) 第10条 火入責任者は、火入れの<u>場所</u>において、直接火入れの<u>実施を指揮監督しな</u>なければならない。 2 (略) 3 火入責任者は、次条に<u>規定する</u>防火の設備及び第12条に<u>規定する</u>火入従事者の配置が適正に<u>行われ</u>、かつ、<u>火入地</u>の気象状況に異

淡路市火入れに関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
められないことを確認した後でなければ火入れを<u>しては</u>ならない。 (防火帯の設置) 第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅<u>3メートル以上</u>(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については<u>6メートル以上</u>)の防火帯を設け、<u>その防火帯の中</u>の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。 2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、<u>堰</u>等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。 (火入従事者) 第12条 火入者は、<u>火入れに</u>当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 前2号に<u>定めるもののほか、市長は</u>地域的条件により火入従事者の3分の1を下らない範囲で減員することができる。 2 火入者は、<u>ノコギリ、ナタ、クワ、バケツ、ヌレムシロ</u>(これらの器具以外のものは、<u>許可証の指示事項に器具名及び数量を記載する。</u>)等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。 3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を<u>火入れの現場</u>から退去させてはならない。 (火入れの方法) 第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延	常が認められないことを確認した後でなければ火入れを<u>行って</u>はならない。 (防火帯の設置) 第11条 火入責任者は、<u>法第22条に規定する防火の設備として</u>、火入地の周囲に幅<u>3メートル</u>(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分に<u>あつては、6メートル以上</u>)の防火帯を設け、<u>当該防火帯内</u>の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。 2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、<u>せき</u>等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。 (火入従事者) 第12条 火入者は、<u>火入れを行うに</u>当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 前2号に<u>掲げるもののほか、市長は、</u>地域的条件により火入従事者の3分の1を下らない範囲で減員することができる。 2 火入者は、<u>火入れを行うに当たっては、消火に必要な器具を</u>火入従事者に携行させなければならない。 3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を<u>当該火入れの場所</u>から退去させてはならない。 (火入れの方法) 第13条 火入れは、風速、湿度等の<u>気象状況</u>

淡路市火入れに関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。 2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに<u>終え</u>なければならない。 (火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、<u>火入れの許可</u>の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、<u>火入れ中に</u>風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき又は強風注意報、乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには</u>、速やかに消火しなければならない。 (緊急連絡体制の整備) 第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び<u>消防長に連絡すること</u>のできる体制を確保しておかなければならない。 (消防長への通知等) 第16条 市長は、<u>火入れの許可</u>を行った場合には、消防長にその旨通知するものとする。 2 市長は、<u>火入れの許可</u>をしようとする場合において<u>必要</u>と認めるときは、<u>当該職員</u>を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。 3 市長は、<u>必要</u>と認めるときは、火入れの際に<u>当該職員</u>を火入れに立ち会わせることがで	からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。 2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに<u>終了</u>しなければならない。 (火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、<u>火入許可</u>の期間中であっても、強風注意報<u>若しくは乾燥注意報が発表された場合</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、<u>火入れの実施中に</u>風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>場合、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は火災警報が発令された場合</u>は、速やかに<u>火入れを中止し</u>、消火しなければならない。 (緊急連絡体制の確保) 第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び<u>淡路広域消防事務組合消防長（以下「消防長」という。）に緊急連絡することができる体制</u>を確保しておかなければならない。 (職員の立入り等) 第16条 市長は、<u>火入許可</u>を行った場合には、消防長にその旨通知するものとする。 2 市長は、<u>火入許可</u>をしようとする場合において<u>必要がある</u>と認めるときは、<u>職員</u>を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。 3 市長は、<u>必要がある</u>と認めるときは、火入れの際に<u>職員</u>を火入れに立ち会わせることが

淡路市火入れに関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
きる。 <u>4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。</u>	できる。<u>この場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。</u> <u>(補則)</u> <u>第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</u>

淡路市火入れに関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行		改 正 案																		
<u>様式第1号（第2条関係）</u> <u>火 入 許 可 申 請 書</u> 年 月 日 <u>淡路市長 様</u> 住 所（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地） 申請者 氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名） <u>次のように火入れを行いたいので許可されたく、淡路市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">火 入 場 所</td><td style="width: 15%;"><u>所 在 地</u></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td><u>所 有 者（管理 者）</u></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td><u>地 種 区 分</u></td><td>保安林（ ）、普通林、原野、その他（ ）</td></tr> <tr> <td></td><td><u>所 有 区 分</u></td><td>国有地（ ）、公有地（ ）、私有地（ ）</td></tr> <tr> <td></td><td><u>面 積</u></td><td><u>総 面 積</u> <u>ヘクタール</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>火 入 れ 期 間</u></td><td><u>年 月 日～ 年 月 日（ 日間）</u></td></tr> </table>		火 入 場 所	<u>所 在 地</u>			<u>所 有 者（管理 者）</u>			<u>地 種 区 分</u>	保安林（ ）、普通林、原野、その他（ ）		<u>所 有 区 分</u>	国有地（ ）、公有地（ ）、私有地（ ）		<u>面 積</u>	<u>総 面 積</u> <u>ヘクタール</u>		<u>火 入 れ 期 間</u>	<u>年 月 日～ 年 月 日（ 日間）</u>	
火 入 場 所	<u>所 在 地</u>																			
	<u>所 有 者（管理 者）</u>																			
	<u>地 種 区 分</u>	保安林（ ）、普通林、原野、その他（ ）																		
	<u>所 有 区 分</u>	国有地（ ）、公有地（ ）、私有地（ ）																		
	<u>面 積</u>	<u>総 面 積</u> <u>ヘクタール</u>																		
	<u>火 入 れ 期 間</u>	<u>年 月 日～ 年 月 日（ 日間）</u>																		

淡路市火入れに関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
<u>火 入 れ 目 的</u>		<u>1 地ごしらえ</u> <u>2 開墾準備</u> <u>3 害虫駆除</u> <u>4 焼畑</u> <u>5 採草地改良</u>	
<u>火 入 れ 方 法</u>		<u>haごとに区画し、全面火入</u>	
防火体制	<u>火入従事者</u>	<u>人</u>	
	<u>防 火 帯</u>	<u>延長</u> <u>m</u> 、 <u>幅員</u> <u>m</u>	
	<u>器 具</u>		
<u>火 入 責 任 者</u>			
<u>備 考</u>		<u>(添付書類 通)</u>	
(注) <u>1 保安林の () の中には、保安林種を記入</u> <u>2 その他の () には、土地現況を記入</u> <u>3 所有区分の () には、所有形態の細分 (部分林、共有林、社寺有林等) を記入</u>			

淡路市火入れに関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案										
<u>様式第2号（第4条関係）</u> <u>火 入 許 可 証</u> 年 月 日 許可番号 号 申請者 様 淡路市長 印 月 日に申請のあった火入れは、次のとおり許可する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>火 入 場 所</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>面 積</u></td><td><u>総 面 積</u> ha</td></tr> <tr> <td><u>目 的</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>期 間</u></td><td>年 月 日～ 年 月 日（ 日間）</td></tr> <tr> <td><u>火 入 責 任 者</u></td><td></td></tr> </table>	<u>火 入 場 所</u>		<u>面 積</u>	<u>総 面 積</u> ha	<u>目 的</u>		<u>期 間</u>	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）	<u>火 入 責 任 者</u>		
<u>火 入 場 所</u>											
<u>面 積</u>	<u>総 面 積</u> ha										
<u>目 的</u>											
<u>期 間</u>	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）										
<u>火 入 責 任 者</u>											

淡路市火入れに関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行		改 正 案
指 示 事 項	<u>1 淡路市火入れに関する条例第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定に違反しないこと。</u> <u>2 森林法第22条の規定に基づき、接近している立木竹の所有者又は管理者に行う通知は、火入れをする日の2日前までに書面をもって行うこと。</u> <u>3 現地との連絡体制が申請時と変わった場合は、火入れ日前に市長に届けること。</u>	
備 考	<u>1 森林法（第21条及び第22条を除く。）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の関係規定に違反しないよう注意すること。</u> <u>2 許可後において、状況の変化があった場合には、中止等の指示をすることがある。</u>	

議案第46号

淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び淡路市下水道条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び淡路市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日提出

淡路市長 戸田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び淡路市下水道条例の一部を改正する条例

(淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(淡路市下水道条例の一部改正)

第2条 淡路市下水道条例（平成17年淡路市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び淡路市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（排水設備指定工事店の指定） 第8条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。 2 （略）	（排水設備指定工事店の指定） 第8条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 （略）

淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び淡路市下水道条例
の一部を改正する条例新旧対照表
第2条による改正（淡路市下水道条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（排水設備指定工事店の指定） 第7条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。 2 （略）	（排水設備指定工事店の指定） 第7条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 （略）

議案第 47 号

淡路市地域福祉基金条例を廃止する条例制定の件

淡路市地域福祉基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市地域福祉基金条例を廃止する条例

淡路市地域福祉基金条例（平成 17 年淡路市条例第 66 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市地域福祉基金条例を廃止する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
淡路市地域福祉基金条例 平成17年4月1日 条例第66号 (設置) 第1条 保健及び福祉の増進事業に要する経費の財源に充てるため、淡路市地域福祉基金(以下「基金」という。)を設置する。 (積立額) 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 予算で定める額 (2) 基金から生ずる収入額 (管理) 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。 (運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てるものとする。 2 前項の場合において、剰余金が生じたときは、この基金に編入するものとする。 (繰替運用) 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (処分) 第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成	(条例の廃止)

淡路市地域福祉基金条例を廃止する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
するための経費の財源に充てる場合に限り、 予算の定めるところによりその全部又は一部 を処分することができる。 (委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、基金の 管理に関して必要な事項は、市長が定める。	(条例の廃止)